

# 淡路警察署だより 6月号

## 警察官募集

～令和8年度第2回兵庫県警察官募集～

### 【警察官募集】

～令和8年度第2回兵庫県警察官募集～

受付期間 7月21日(火)～8月14日(金)

第一次試験日 9月19日(土)

採用予定人数 一般区分 男性157人 女性24人

キャリアアピール区分 男性20人 女性10人

特別区分 サイバー捜査 若干名 武道4人

### 【警察官（サイバー捜査官選考）募集】

受付期間 年間を通じて随時受付

選考日 応募の都度決定

採用予定人数 若干名

詳細は、兵庫県警察のホームページをご覧ください。

問合せ先 兵庫県警察官採用センター 0120-145-314

## 不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保

～不法就労・不法滞在防止にご理解とご協力を～

不法就労防止にご協力ください

不法就労は法律で禁止されています。

不法就労をした外国人だけでなく、当該外国人を雇用して不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。

外国人を雇用しようとする際に在留カードを確認しなかったなど、尽くすべき手段を尽くさなかった場合には、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても処罰を免れません。(不法就労させたり、不法就労をあっせんした人は「不法就労助長罪(3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金)」となります。)

警察では、不法就労などについて取締りを強化しているほか、外国人留学生や技能実習生などに対して、事件・事故などの被害に遭わないためにアドバイスを行うなどの防犯講話なども行っています。

### 不法滞在者とは

不法滞在者とは

- 不法残留者 … 許可された在留期間を超えて滞在している外国人
- 不法入国者 … 旅券を持たずに入国した外国人、あるいは偽造された旅券で入国した外国人
- 不法上陸者 … 旅券は有効でも、上陸許可を受けずに上陸した外国人をいいます。

### 不法就労とは

不法就労となるのは次の3つの場合です。

- 不法滞在者が働く場合  
(例) 密入国した外国人や不法残留の外国人が働く
- 出入国在留管理局から働く許可を受けていないのに働く場合  
(例) 観光目的の旅行者や留学生として入国した外国人が許可を受けずに働く
- 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く場合  
(例) 外国料理店のコックとして働くことを認められた外国人が機械工場で単純労働者として働く



### 確実な身分確認を

外国人を雇用する際には、在留カードや旅券の在留資格、在留期間、就労制限の有無などの記載事項をよく見て、不法滞在者ではないか、働くことのできる在留資格であるかなどを丁寧に確認してください。

「留学」「家族滞在」「研修」「文化活動」「短期滞在」の在留資格で在留している外国人は原則として就労が認められておらず、日本で働くためには資格外活動許可を受ける必要があります。

最近では、不法滞在者や就労制限がある外国人が偽変造の在留カードを悪用して不法就労しているケースも多発しています。

正規の在留カードは、カード表面にホログラムやカードを傾けて色が変化する部分があるなど、偽変造防止対策が施されています。

事業主の方は、外国人を雇用する際、在留カードなどにより身分確認を確実にし、不法滞在者などを発見したときや不審に思ったときはすぐに警察に通報してください。